



年 組 名前

道新ワークシート

生活保護減額「適法」

京都地裁判決 国の裁量権逸脱せず

生活保護の基準額引き下げは「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する憲法25条や生活保護法に違反し、生存権を侵害されたとして、京都市の受給者42人が国や市に引き下げ処分を取り消しと1人1万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、京都地裁は14日、請求を退けた。国の判断過程や手続きに誤りはなく、違法とは言えないと判断した。原告側は控訴する方針。

増森珠美裁判長は判決理由で「厚生労働相には専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められる」と指摘。国の財政事情や国民感情を広く考慮する必要があり「引き下げの判断に裁量権の逸脱や乱用がある

とは言えない」とした。

憲法25条に關し「『健康で文化的な最低限度の生活』は、国民に対する国の具体的な義務を規定したものではなく、引き下げを行うことを一律に禁止しているとは言えない」と説明した。29都道府県で起こされた



生活保護減額をめぐる訴訟の判決後、京都地裁前で「不当判決」などと書かれた垂れ幕を掲げる原告ら。14日午後、京都市中京区

同種訴訟で5件目の判決。引き下げを違法と認めて処分を取り消した今年2月の大阪地裁判決を除き、札幌、名古屋、福岡3地裁に続く原告側敗訴となった。

訴えによると、国は2008～11年に物価が下落したとして13年8月からの3年間で基準額を平均6・5%引き下げ、保護費計約670億円を削減した。

原告側は、国が引き下げの根拠とした物価指数は下落率が高いテレビなどの価格の影響が大きく反映されていると主張したが、判決は「合理的な指数品目が選択されている」と否定した。

08年は特異な物価上昇があったため起算点とするのは不当とする訴えについても、同年以降に基準額の改定が行われていなかったことから「相応の合理的な理由がある」と退けた。

2021年9月15日 (水) 朝刊 全道版 第3社会 27P(記事は一部再編集しています)

①憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活」とは、どのような生活か、自分の身の回りのものを参考に考えましょう。

最低限度の生活に 必要なもの ()

不必要なもの ()

②国が生活保護費を引き下げようとしている理由を、文中から書き抜きなさい。

()

③あなたは生活保護費の減額について、どのように思うか考えてみましょう。

()